

ID: 473

担当部署: 上下水道室 業務課 業務係

処分の概要	延滞金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市個別排水処理施設条例施行規程 第17条		
例 規 番 号	令和2年名寄市水道事業管理規程第6号		
【根拠条文】 (延滞金の減免) 第17条 管理者は、納入期限後に納付する分担金に係る延滞金について、次の各号のいずれかに該当する事実があった場合は、これを減免することができる。 (1) 条例第20条に該当する事実があったとき。 (2) 前号に準ずる理由があったとき。 2 前項の規定により減免を受けようとする受益者は、管理者に申請しなければならない。 3 管理者は、前項により申請があったときは、その適否を決定し、当該受益者に対して通知する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	令和 5 年 7 月 28 日